

令和5年 第11回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和5年11月28日（火）午前10時00分から午前10時50分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館研修室
- 3 出席委員
岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
出席事務局
山口管理課長、土屋管理課長補佐、武田指導室長、藤森社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長
- 4 会議録署名委員：金井委員
前回署名：宮田委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 5年11月28日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第16号	専決処分事項の報告について (弟子屈町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の原案の決定について/11月10日付)
5	議案第41号	弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
6	議案第42号	令和5年度弟子屈町一般会計(教育費)補正予算について

会議内容

【開 会】

山口課長 : ただ今より、令和5年第11回定例教育委員会を開会いたします。
開会にあたり、岩原教育長よりごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。
お忙しいところご出席いただき大変ありがとうございます。
本日はこの後、11時から町長主催の総合教育会議も行われますので、よろしく願いいたします。
それでは只今から、令和5年第11回定例教育委員会を開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、金井委員にお願いしたいと思っております。
前回の定例教育委員会での会議録の署名につきましては、宮田委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から説明致しますので、お手元の資料を見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

- | | |
|-----------|---|
| 10月25日(水) | 第10回定例教育委員会(第2回移動教育委員会) |
| 10月26日(木) | 上半期職員人事評価
校長採用面接選考 |
| 10月27日(金) | 公民館ロビー展「道東自動車道移動パネル展」(~11/9迄)
給食配送車納車検定
特別支援教育支援員面接
芸術鑑賞バス事業「札幌30回記念釧路定期演奏会」 |
| 10月28日(土) | 第71回川中祭
和琴小学校学習発表会 |
| 10月29日(日) | 第74回総合文化祭秋の芸能発表会 |
| 10月30日(月) | 管内活動地域移行に係る情報交流会 |
| 10月31日(火) | 総務課打合せ
イングリッシュトライアル・英語科実践研修 |

- 教育委員会連絡会議
- 11月2日(木) 姉妹都市盟約約40周年記念事業訪問
ゆたかな教育を求める全道キャラバン対応
- 11月3日(金) 姉妹都市盟約約40周年記念式典ほか
- 11月4日(土) 川湯小学校学芸発表会
姉妹都市約40周年記念物産交流・視察
- 11月5日(日) 姉妹都市約40周年記念事業訪問団帰町
- 11月6日(月) 第8回連携校長会議
- 11月7日(火) 地域巡回スポーツ教室
- 11月8日(水) 就学時健康診断
公民館講座「てしかがの星空楽しみ方講座(3回目)」
- 11月9日(木) 令和6年度予算編成方針説明会
- 11月10日(金) 支援員辞令交付
弟子屈小学校学習発表会(1~3年生)
北方領土を知るつどい
- 11月11日(土) こども園ましゅう発表会
- 11月12日(日) 第63回釧路管内PTA連合会研究大会釧路町大会
ニュースポーツ交流会
日本民謡三絃渡邊孝帆会15周年記念発表会
- 11月13日(月) 菅原教育委員辞令交付
- 11月14日(火) 第8回連携教頭会議
教頭会職能研修会・開講式
地域巡回スポーツ教室(美留和小学校)
- 11月16日(木) 生きがい講座川湯学級「手芸を楽しもう！」
令和6年度教職員人事教育局長等協議
わくわく登校デー
- 11月17日(金) 弟子屈小学校学習発表会(4~6年生)
アイヌ交付金事務打合せ
- 11月19日(日) 第59回弟子屈町PTA連合会研究大会兼生涯学習講演会
- 11月20日(月) 特別支援教育推進会議
- 11月21日(火) 第4回臨時議会
地域巡回スポーツ教室(和琴小学校)
- 11月22日(水) 生きがい講座弟子屈学級「手芸を楽しもう！」
ましゅうランド
校長会視察研修
釧路管内教育支援委員会
- 11月24日(金) 「永山在兼物語」寄贈
議会運営委員会
課長会議
- 11月25日(土) アイヌ文化講演会
- 11月26日(日) 親子ニュースポーツ体験

管内スポーツ協会連絡協議会資質向上研修会

- 11月27日(月) 特認校転入希望者面接
地域巡回スポーツ教室(奥春別)
- 11月28日(火) 第11回定例教育委員会
総合教育委会議

教育長日記 5件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。

何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

宮田委員、初めての日置はどうでしたか？

宮田委員：気候でしたり、風土の違いを肌で感じる事ができて、大変有意義でした。

個人的には、以前、姉妹都市交流の関係でお迎えした生徒さん、現在は大学生になっておられますが、ご家族そろって会いに来てくださり、再会もうれしかったです。

日置市の教育委員さんともお話する機会がありましたけれども、もともと合併する前の地域によって、それぞれの委員さんでおっしゃることであったり、考え方であったり、色々あると肌で感じてきました。

みなさんは、地域の子供たちをいかにより良い環境でという思いを熱く語っていらっしゃったのが印象的でした。

岩原教育長：吉田委員はどうでしたか？

吉田委員：私は、和牛組合の方で行かせていただき、皆さんと別行動でありましたが、空いた時間に色々立ち寄らせていただきました。

日置の博物館や、資料館を見させていただきました。向こうは歴史がこちらと違っており、その辺が興味深かったのと、展示の方法でしたり、たまたま訪れた日が文化の日でありましたが、入館料が無料でした。知らないで訪れましたが、そういった取り組みもいいのかと思います。

岩原教育長：ほかに何かありますでしょうか。なければ、後でもよろしいですので次に進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第16号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

本件は、11月10日付の「弟子屈町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の原案の決定について」であります。

それでは事務局より説明をお願いします。

山口課長：はい、ただいま、上程のありました報告第16号、専決処分の報告、弟子屈町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の原案の決定につきまして、提案理由を

ご説明させていただきます。

本件につきましては、9月26日に開催された定例教育委員会において、奨学金返還支援補助制度と奨学金貸与条例の見直しとして、概要を説明させていただきました。

このうち、支援補助制度につきましては、1年以上町内に居住し就業する者へ支援を行い、若年層の定住促進を図る方策として町長部局と協議しながら、新年度からの実施を目指しており、まちづくり政策課とも協議して、要綱の案が定まりましたら、提案をしたいと考えております。

もう一つ、奨学金条例の見直しでは、償還期間を10年以内から15年以内に延長して、年間償還額を減らして負担軽減を図ることなど目的に取り進めてきました。

前回も申し上げましたが、広報等でのPRを早い時期から始めるために、12月議会で条例改正案を提案することとしておりましたが、町議会へ議案を提出するにあたり、総務課での取りまとめが11月10日までとなっていたことから、条例改正案の原案の決定も、11月10日付けで専決処分し、報告するものであります。

それでは、報告第16号のページをお開き願います。

報告第16号「専決処分事項の報告について」

下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので報告し、教育委員会の承認を求める。以下、省略させていただきます。

専決処分書につきましては、記載のとおりです。

次の1ページをお開き願います。併せまして、参考資料、条例の原文を載せております1ページをお開き願います。

初めに、第2条、奨学生に関する条文で、ただし書きとして「特別な事情を勘案し、教育委員会が特に認めた者は、この限りでない。」の文言を加えております。これは、参考資料の1ページに、条例の全文を掲載しておりますが、各号に列記されている要件を満たさない場合の救済手段として、この文言を加えました。

第1項(1)第1号中の文言を、「及び」から「又は」に改め、第3号に、「親又はこれに代わるべき者が本町の住民であること。」の条文を加え、現行の第3号を第4号とします。

第3号に関しまして、参考資料1ページの第1条の目的で、「本町町民であつて」と書かれておりますが、改めて奨学生の条件に、住所要件として、第3号を加えるものであります。

次に、第4条、貸与申請に関する条文では、「その在学する学校の長を経由して、」の文言を削りますが、これは、直接教育委員会へ申請書を提出するケースが多く、さらに浪人していた方が、奨学金の貸与を受けようとした場合には、在学する学校がないため、削ることとしました。

次に、第8条、奨学金の変更に関する条文で、奨学生が進学で町外へ転出すると本町の住民でなくなりますので、「奨学生及び」の文言を削りました。

次に、第9条、奨学金の償還に関する条文で、1回の償還金額を低くさせて負

担軽減を図るために、償還期間を10年以内から15年以内へ期間を延ばし、ただし書きを、「教育委員会が奨学生の生活事情を勘案して、返還期間の延長を認めることができる」との条文に改めます。

改正前に記載されている第8条第2号は、「奨学生及び親又はこれに代わる者が本町の住民でなくなったとき。」であり、その場合に「1か月以内に償還しなければならない。」という文言は、削除となります。

次に、2ページの第11条、保証人に関する条文で、保証人は、「本町に1年以上引き続き居住し」ている者としております。保証人は、親ともう一人立てることになっておりますが、町内に親戚がいない場合では、申請できないことも想定されるため、この文言を削りました。

第12条の奨学生の義務に関する条文では、第4条と同様に、「その在学する学校の長を経て、」の文言を削りました。

最後に、附則として、本条例の施行を、令和6年1月1日とし、議会での議決を頂きましたら、今後、町広報やホームページに紹介し、学校へも案内する予定となっております。

以上、簡単ではございますが、報告第16号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、報告第16号「専決処分事項の報告について／弟子屈町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の原案の決定について」は、報告済みといたします。

岩原教育長：日程5、議案第41号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

山口課長：はい、ただいま、上程のありました議案第41号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

先月の定例教育委員会でもご説明したところでありますが、本町の小・中学校での庶務やサービスなど定めた弟子屈町立学校管理規則の中で、休業日のうち、学年始休業日の期間を延長し、年度初めから始業日までの準備期間に余裕を持たせるため、規則の改正について、提案するものであります。

それでは、議案第41号のページをお開き願います。

議案第41号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」以下、省略させていただきます。

次の1ページの新旧対照表をお開き願います。

併せて、参考資料の2ページをお開き願います。

学校の休業日を定めた第33条の中で、第1項第4号の学年始休業日について、4月1日から7日以内を、8日以内に改めるものであります。

これにより、4月9日からの始業日が可能となります。

小中学校の校長会では、当初、規則の範囲内で4月8日、月曜日の始業日・入学式を考えましたが、弟子屈高等学校の入学式と同じ日になることから、小中高の連携を考慮し、4月5日、金曜日の始業日・入学式としておりました。

この旨、教育委員会へ報告がありましたが、やはり年度当初の日程が窮屈になることから、4月9日の始業日・入学式も可能となるよう、規則を改正するものであります。

1日延ばすことによる授業日数については、余裕があることから学習活動へのマイナス面での影響はないと考えております。

なお、これとは別に、11月23日の北海道新聞の記事を配付しておりますが、北海道立学校において、猛暑対策として夏休みと冬休みの合計日数を、50日間から56日間へ延長するための規則が、北海道教育委員会の定例会議で決定されました。

今のところ、本町においては、夏休み30日間・冬休み20日間の方向で進めておりますが、改めて校長会とも確認しながら、場合によっては、再度、規則改正を検討したいと考えております。

以上、簡単ではありますが、議案第41号の説明とさせていただきますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしくお願ひします。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第41号「弟子屈町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することといたします。

岩原教育長：日程6、議案第42号「令和5年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

土屋補佐：ただいま、上程のありました議案第42号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、12月6日に開催される弟子屈町議会の令和5年第4回定例会に上程すべく、補正予算に、要求したものであります。

それでは、議案第42号のページをお開き願います。

議案第42号「令和5年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」以下、省略させていただきます。

予算の内容説明に当たりまして、初めに管理課所管分から説明をいたします。
補正予算書の表紙の次のページ、1ページをお開きください。

まずは歳入の予算になりますが、左上の予算科目で、21款：諸収入、5項：雑入、このうち、左下の5目：雑入の項目になりますが、右側の説明欄の中で、49. 車輛共済保険金で、27万7千円です。

これは、和琴小学校で使用している児童送迎用車両の事故対する修理に、車輛保険金が支払われることになったものです。

次に2ページをお開き願います。

ここから歳出の予算となりますが、

10款：教育費、1項：教育総務費、1目：教育委員会費で、03職員手当など人事院勧告によるもので、総務課職員係で積算したものととなります。

次の2目：事務局費では、右の説明欄の教育委員会事務局運営につきましても、総務課職員係で積算したものととなります。

3ページの2目：事務局費、右の説明欄の002 語学指導助手招致で、

7月末日に新ALTを任用したことによる社会保険料、労働保険料、共済組合の不足により4万8千円を増額補正するものであります。

続きまして、右の説明欄006 学校用バス運行で、

先程歳入で説明いたしましたが、和琴小学校で使用している児童送迎用車両の事故に対する修繕料27万8千円を補正しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

右の説明欄007 姉妹都市中学生交流で、

8月に受け入れした時の補助金の額が確定したことにより、5万4千円を減額するものであります。

次に、3目：財産管理費、右の説明欄001 教職員住宅管理で、

来年度解体予定している川湯地区及び泉地区の教職員住宅、合計5棟分のアスベスト調査を実施するため、63万8千円を増額補正するものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

10款：教育費、2項：小学校費、1目：学校管理費で

まずは、各学校で勤務をしている公務補などの会計年度任用職員に係る人件費ですが、「人事院勧告」により、報酬、職員手当等、共済費を増額するものであります。

そして、10節：需用費ですが、内訳として燃料費が重油単価の上昇により、光熱水費も電気料の値上がりにより、全体では499万円を増額補正する内容となっております。

また、手数料につきましては、弟子屈小学校の周りの支障木が、道路にまで伸びており、その枝払い伐採のため、22万円を増額補正となっております。

続きまして、右の説明欄003 学校備品等整備更新で、

デスク型放送設備につきまして、川湯小学校の放送室の設備故障により、昼休みの児童による校内放送ができなく、一斉放送をした場合、屋外スピーカーがあるため、校舎外に音が漏れてしまうこととなります。次年度には川湯保育園が隣接するため、今年度中の機器更新が必要となり、152万2千円を増額補

正となっております。

ストーブにつきましては、美留和小学校のホールに設置しておりますストーブが作動しなくなり、古い機種のため部品供給がなく、入れ替えのため、44万円の増額補正となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

先程説明させていただきましたが、支援員につきましても、人事院勧告により、報酬、職員手当等、共済費について、それぞれご覧のように増額要求となっております。

費用弁償につきましては、通勤手当のかかる支援員が、当初見込みより多く採用したことから、5万5千円の増額要求となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

10款：教育費、3項：中学校費、1目：学校管理費で、

こちらも先程の小学校と同じく、

費用弁償につきましては、当初予算で見込んでいた金額では不足することから、3万円の増額要求となっております。

燃料費や光熱水費ですが、小学校同様、単価が上がっているために増額となります。

修繕料につきましては、川湯中学校の正面玄関の引戸が閉まりきらずに、オートロックが作動しないことから、正面玄関欄間修繕に係る修繕料を要求しております。

需用費全体では850万5千円を増額補正する内容となっております。

2目、教育振興費では

こちらも中学校の特別支援教育に関する予算でありまして、小学校と同じく、会計年度任用職員の人事院勧告による給料の引き上げに伴い、それぞれ増額要求となっております。

以上、簡単ではありますが、管理課分の説明とさせていただきます。

金須補佐： それでは、社会教育課に関する部分を説明させていただきます。

議案書の予算書、8ページをご覧ください。

歳出予算で10款：教育費、4項：社会教育費、2目：公民館費、14節：工事請負費では、公民館の外壁工事の額確定に伴う不用額131,000円の減額補正になります。

次に、アイヌ民族資料館関係における歳出予算で、4項：社会教育費、4目：資料館管理費、1節：報酬、386,000円の増額と3節：職員手当等66,000円の増額補正です。人事院勧告に基づくベースアップ分の増額補正になります。

9ページをお開きください。

10款：教育費、5項：保健体育費、2目：体育施設費、11節：役務費、154,000円の増額で、川湯駅前パークゴルフ場の支障木の撤去に係る費用を増額補正しています。

次に、12節：委託料、689,000円の増額で、年々、造成時期が気候に

より遅れており、学校授業を冬休み明けから実施することから、気温が下がった時に集中して造成業務を行う為の person 費分を増額補正しています。

次に、14節：工事請負費では、修武館内窓改修工事の額確定に伴う不用額の211,000円の減額補正になります。

次に、川湯屋内温水プール管理係関係予算になります。

10款：教育費、5項：保健体育費、3目：プール管理費、4節：共済費、では地域おこし協力隊に係る労働保険料の不足分14,000円の増額補正になります。

次に、10節：需用費57,000円の減額。

11節：役務費10,000円、18節：負担金、補助金及び交付金33,000円では、地域おこし協力隊の水泳指導に係る講習会の参加費と、それに伴う資格登録手数料を増額補正となります。

以上、簡単ではありますが、社会教育課に関連する補正予算についての説明とさせていただきます。

小見山副館長：それでは、引き続き図書館所管の歳出補正予算の提案内容について、ご説明申し上げます。

議案書の予算書8ページをお開き願います。

図書館所管分の歳出予算で、4項：社会教育費、5目：図書館管理費、001：図書館管運営、細事業001：図書館管理運営の1節：報酬の会計年度任用職員報酬324,000円の増額、3節：職員手当等の会計年度任用職員期末手当28,000円の増額、4節：共済費の会計年度任用職員社会保険料30,000円の増額補正となります。

内容につきましては、人事院勧告の実施に伴う報酬、期末手当、社会保険料の不足分を増額するものであります。

同じく8節：旅費の費用弁償18,000円の増額補正となります。

内容につきましては、10月より通勤手当の支給対象となる会計年度任用職員の採用に伴い、通勤に係る費用弁償を新たに計上したものであります。

以上、図書館に係る補正予算の原案についての説明とさせていただきます。

坪井副所長：それでは、給食センターについて説明させていただきます。

予算書10ページをお開きください。

10款：教育費、5項：保健体育費、4目：給食センター費で全体の補正前の額は94,656,000円で、補正額が9,026,000円の増額となっております。主に人件費と光熱費・修繕料で、人件費については、会計年度任用職員の調理員2名が第3種（日額）から第1種（月額）へ処遇改善したことによるもの、光熱費につきましては、電気料の高騰で、修繕料は厨房機器の経年劣化による修理費によるものが主な増額の原因となっております。

それでは、議案書の右側の説明欄に沿ってご説明いたします。

01：報酬は、会計年度任用職員の person 費分で調理員2名が第3種から第1種へ処遇改善したことによる不足分1,678,000円を増額するものであり

ます。03：職員手当も報酬と同様に、171,000円増額補正するもの
あります。

10節：需用費は、光熱水費で電気料の高騰によるもので、今後の1キロワッ
ト単価を導き出し、高圧電力は51.3円、融雪電力は45.9円と見込み、昨
年の使用量から試算し、6,664,000円不足することが想定されますの
で、増額補正するものであります。また、修繕料につきましてもすでに既定予
算を超過しているところであり、経年劣化による厨房機器の修理が主な内容と
なっており、500,000円の増額補正するものであります。

18：負担金、補助金及び交付金は、福祉協会への掛金で、共済の医療給付に
新たに2名の方が加盟したことにより13,000円増額補正するものであり
ます。

以上、給食センター分について、説明させていただきましたので、ご承認くだ
さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただいま、事務局から説明がありましたが、何か質疑がありましたらよろしく
お願いします。

ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第42号「令和5年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算に
ついて」は、原案のとおり承認することといたします。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案等は全て終了しましたが、他に協議しておきた
い事項・連絡などがありましたらお願いします。

岩原教育長：各委員さんから何かありますでしょうか。

各委員：ありません。

岩原教育長：それでは事務局からお願いします。

山口課長：私の方から、1点、臨時休校時の連絡網について、説明致します。

タイトルが「令和5年度臨時休校等における連絡網（当日早朝版）の資料をご
覧願います。

従来と同様に、朝の5時30分までに校長会と管理課とで情報を収集し、6時
までに決定することとなります。その際には、小中6校全校一斉とし、全休又
は2時間繰り下げのどちらかとなります。

連絡は、次の経路で各方面へ連絡し、教育委員の皆様には、真ん中の土屋補佐
から、下の矢印のように、携帯電話のメールでお知らせする予定です。

ただし、最近、前の日のうちに決定することが多くなっておりまして、その
場合は、裏面のように、前日判断の流れにより対応となります。

原則として、全校一斉の対応ができるように前日から協議して判断となります
が、その基準は、警報が出た場合、または警報が出ることが確実な場合となり、

校長会と管理課とで協議して決定となります。

そのほか、登校できても、午後から吹雪となれば、部活動を取りやめるなどの場合もあります。

続きまして、弟子屈高校への給食アンケートについて、坪井副所長から説明があります。

坪井副所長：給食提供に関するアンケート結果について、ご説明させていただきます。

今年度より高校へ給食提供を開始し、その後の給食提供について、生徒と保護者を対象に10月3日にアンケートを実施しました。

結果といたしましては、Q2のお子さんは給食を取っていますかでは、取っているが89%、取っていないが11%で、約9割の方が給食を取っております。取っていない方の中には、極度の偏食で給食を食べられないお子さんがいるとお聞きしております。

Q3の給食提供についてどのように思っていますかでは、「大変喜んでいる」、「喜んでいる」を併せると95%の方が喜んでおりますが、3名の方があまり喜んでいないという結果となっております。Q4の給食の量については、81%の方がちょうどいいと、Q5の保護者の方は給食提供についてどのように思っていますかでは、1名の方があまり助かっていないと回答されておりました。Q6の給食の配膳作業について、聞いたところ大変ではないが、76%で生徒の負担にはあまりなっていないという結果でありました。Q7の給食時の飲み物は、約半数の生徒が自宅から持参しており、中には飲まない生徒も1割程度おりました。最後に、Q8では、来年度も給食を希望しますかでは、8割以上が希望すると回答していましたが、6名の方が希望しないという結果でありました。

裏面の自由意見では、感謝のお言葉が大半で中には、給食のメニューが大好きすぎて作り方を教えてほしいとのご意見もいただきました。

以上簡単ではありますが、給食提供アンケート結果についてのご説明とさせていただきます。

山口課長：もし、この件について、ご意見等があればお願い致します。

菅原委員：大変助かっております。

給食では足りない場合、おにぎりを持参し、飲み物についても、水筒も毎日持参しております。

山口課長：量は中学校と同じ量となっております。

菅原委員：量として、足りる生徒は足りるし、足りない生徒は足りないのが現状です。授

山口課長：業後に塾に行く生徒もおりますので、塾前にお腹がすくから、おにぎりを持参したり、コンビニで購入後、塾にいたりしております。

山口課長：来月の行事でありますけれども、主なものにつきましては、2日に公民館講座「帽子づくり」、公民館講座につきましては、他に13日、14日に掲載されております。

5日に校長教頭合同研修会がオンラインで開催されます。6日、7日、8日に定例町議会があります。8日には連携校長会議、弟子屈高校で地域連携校研究協議会があります。9日は読書活動講演会、11日、12日でふるさと陶芸学習が弟子屈中学校、川湯中学校で行われます。同じく12日には美留和小学校特認校説明会も行われる予定となっております。20日に管内教育長会議が予定されております。教育委員会の日程につきましては、この後教育長から確認があります。22日教職員管理職人事1次内示がされる予定となっております。28日仕事納めとなり、29日から1月3日まで年末年始のお休み、学校も閉庁日となっております。

もう1点お知らせがありまして、令和6年度の定例教育委員会の日程表も配付しております。今のところ火曜日を中心に行いたいと考えておりますが、2月の行事調整会議等で正式に決定したいと考えております。

岩原教育長：最後に、次回以降の、会議日程につきまして、確認します。

来月12月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で12月19日（火）ということでご案内しておりましたが、都合の方はよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、来月は19日（火）でお願いします。

その次の、令和6年第1回定例教育委員会につきましては、1月23日（火）を予定しております。

来月に再度確認したいと思いますが、日程を予定しておいてください。

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和5年第11回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 金井 秀明